

平成19年第4回
笠間市議会定例会会議録 第2号

平成19年12月6日 午前10時00分開議

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海	老	澤	勝	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	17	番	町	田	征	久	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	市	村	博	之	君
	20	番	野	原	博	義	君
	21	番	杉	山	一	秀	君
	22	番	柴	沼		広	君
	23	番	小	園	江	一	君
	24	番	須	藤	勝	三	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海	老	澤	勝	君

欠 席 議 員

25 番 竹 江 浩 君

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	石 川 和 宏 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	永 井 久 君
総 務 部 長	塩 田 満 夫 君
市 民 生 活 部 長	野 口 直 人 君
福 祉 部 長	保 坂 悦 男 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	小 松 崎 登 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	加 藤 法 男 君
消 防 長	吉 井 勝 蔵 君
会 計 管 理 者	成 田 均 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	中 田 明
次 長 補 佐	柴 山 昭
係 長	山 田 正 巳
主 事	川 野 輪 良 子

議 事 日 程 第 2 号

平成 19 年 12 月 6 日 (木曜日)

午 前 10 時 開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 諸般の報告について

日程第 3 議案第 101号 笠間市職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
について

議案第 102号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

- 議案第 103号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議案第 104号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例について
- 日程第 4 議案第 105号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 106号 指定管理者の指定について（笠間市心身障害者福祉センター）
- 議案第 107号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター「笠間市
友部社会福祉会館」）
- 議案第 108号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
- 議案第 109号 指定管理者の指定について（笠間市福祉センター）
- 議案第 110号 指定管理者の指定について（笠間市福祉センターいわま）
- 議案第 111号 指定管理者の指定について（北山公園）
- 議案第 112号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園外 5 施設）
- 日程第 5 議案第 113号 土地改良事業の施行について
- 議案第 114号 市道路線の認定について
- 日程第 6 議案第 115号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 116号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 117号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 118号 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 119号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 120号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 121号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 122号 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 123号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 124号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）

1 . 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 諸般の報告について

日程第 3 議案第 101号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条
例について

議案第 102号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
について

議案第 103号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す
る条例について

- 議案第 104号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 105号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 106号 指定管理者の指定について（笠間市心身障害者福祉センター）
議案第 107号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター「笠間市友部社会福祉会館」）
議案第 108号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）
議案第 109号 指定管理者の指定について（笠間市福祉センター）
議案第 110号 指定管理者の指定について（笠間市福祉センターいわま）
議案第 111号 指定管理者の指定について（北山公園）
議案第 112号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園外 5 施設）
- 日程第 5 議案第 113号 土地改良事業の施行について
議案第 114号 市道路線の認定について
- 日程第 6 議案第 115号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 116号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 117号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 118号 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 119号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 120号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 121号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 122号 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 123号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 124号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）

午前 10 時 00 分開議

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は27名であります。本日の欠席議員は、25番竹江 浩君であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定に基づき出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、13番萩原瑞子君、14番中澤 猛君を指名いたします。

諸般の報告について

議長（石崎勝三君） 日程第2、諸般の報告をいたします。

本日、市長から、地方自治法第180条第2項の規定により専決処分の報告専決第8号が提出されましたので、お手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

議案第101号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第102号 笠間市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第103号 笠間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第104号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石崎勝三君） 日程第3、議案第101号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第104号 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの4件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しております。

これより質疑に入ります。

質疑の通告の順に発言を許可いたします。

初めに、10番石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） 10番石松でございます。

議案第101号 笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
質疑をさせていただきます。

この中身につきましては、行政改革大綱実施計画の中で、給与の適正化を平成18年度に行うということが書かれておりますから、その審議の中で特殊勤務手当の見直しが行われたのだらうと想像がつくところなんです、第2条の(1)から(14)の各特殊勤務手当は残るわけです。すなわち(15)から(17)の、この特殊勤務手当がなぜ行政改革の対象として削減されるのか、その根拠についてお伺いをいたします。

議長(石崎勝三君) 市長公室長永井 久君。

市長公室長(永井 久君) 10番石松議員の質問にお答えをさせていただきます。

特殊勤務手当につきましては、一般職の職員の給与に関する法律第13条に、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務に支給するとあります。

平成16年12月に自治行政局公務員部給与能率推進室の特殊勤務手当実態調査結果の中に、業務の特殊性が時代の変化とともに失われていないかどうかの観点をも含めて、必要性及び妥当性を改めて検証する必要があるとの指摘がございます。そのようなことから、特殊勤務手当の見直しを実施いたしました。

削減すべき特殊勤務といたしまして、15号の高所作業手当、16号の機関員手当、17号の救助隊員手当を削減することにいたしましたわけでございます。

以上でございます。

議長(石崎勝三君) 10番石松俊雄君。

10番(石松俊雄君) 法律に照らし合わせて検討した結果だということなんですけれども、法律に照らし合わせた場合に、なぜこの(15)と(17)だけが該当するのかというのが、私の質疑でございます。今のご答弁では、質疑の答弁になっていないと思いますが、よろしくをお願いします。

議長(石崎勝三君) 市長公室長永井 久君。

市長公室長(永井 久君) 再質問でございます。

15と16ということでございますので、15と16について説明をさせていただきます。

15の高所作業手当は、高所での消火作業、救助作業に従事したときに支給されるが、この場合救助活動の手当が出ているわけでございます。いずれか一方の手当とするために、出勤者全員が該当する救助活動手当を残しまして、高所作業手当を廃止したわけでございます。1回につきましては300円ということでございますけれども、18年度の実績におきましては1回も出ておりません。

それから、16号につきましては、機関員手当ということですが、これは車両の運転や整備に従事したときに支給されるものでございますが、災害時の出動にしましては、15と同じように救助活動手当、災害防ぎょ手当、救急業務手当のいずれかが支給されております。通常の車両運転や車両整備には適さないと判断しておりますので、廃止をさ

せていただくわけでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 次に、4番野口 圃君。

4番（野口 圃君） いこいの家「はなさか」の料金が、今回、350円から500円に改定されましたので、この根拠を提示していただきたいと思います。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君。

福祉部長（保坂悦男君） 4番野口議員の質疑にお答えをいたします。

いこいの家の「はなさか」の使用料を350円から500円に改定するというところでございますが、ご案内のとおり、笠間市いこいの家「はなさか」につきましては、平成17年2月にリニューアルオープンをいたしまして、約3年近くを経過しているところでございます。昨年、指定管理者の制度を導入いたしまして、民間ノウハウを生かした経営ということで、現在、笠間市社会福祉協議会の方に管理運営をしているところでございます。

本年度の予算で申し上げますと、指定管理料として年間3,300万円を予算計上、支出しております。管理運営費全体では6,680万円強でございますので、そのうちの約5割を占めているところでございます。

さらに、燃料費の高騰ということが最近言われておりまして、これから市の負担が見込まれ、なおかつ「はなさか」の使用料収入におきましては2,685万円ということでございますので、その額を上回っている状況下で、現在、指定管理をということで行っているところでございます。

具体的に、浴場のボイラーのA重油の方で申し上げますと、オープン時にリッター当たり48円だったものが、ことしの11月で79円と値上がりしております。値上げ率で60.8%の増ということになっております。このままでの単価で推移しますと、年間約16万リットル使用しておりますので、そういう関係から、金額で約500万円の経費を要することとしておるところでございます。また、近々、燃料の事情についても、またさらに値上ることによってございますので、予想がもっと多くなるのではないかと考えておるところでございます。

また、オープン以来3年近くたっているということで、それぞれの施設関係が年々古くなって老朽化に向かっておりますので、今後、設備の修繕とか、あるいは建物の修復等の経費も考慮しなきやなりませんので、そういうことも考えているところでございます。

また、近隣の指定管理者が行っている施設、城里町のホロルの湯とか、大子温泉保養センターの森林の温泉などの温泉の施設の料金につきましては、平日で700円から800円、日曜祝日になりますと1,000円ということになっておりまして、そういう状況下でございます。

これらの理由によりまして、指定管理者において、いこいの家の「はなさか」の設置目的を効果的に達成していただくために、今回、使用料の上限額ということで500円に改定

するものでございます。

以上、ご質疑にお答え申し上げます。

議長（石崎勝三君） 4番野口 圃君。

4番（野口 圃君） わかりました。どうもありがとうございます。

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第101号から議案第104号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託区分表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

議案第105号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第106号 指定管理者の指定について（笠間市心身障害者福祉センター）

議案第107号 指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター「笠間市友部社会福祉会館」）

議案第108号 指定管理者の指定について（笠間市いこいの家「はなさか」）

議案第109号 指定管理者の指定について（笠間市福祉センター）

議案第110号 指定管理者の指定について（笠間市福祉センターいわま）

議案第111号 指定管理者の指定について（北山公園）

議案第112号 指定管理者の指定について（笠間市総合公園外5施設）

議長（石崎勝三君） 日程第4、議案第105号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから、議案第112号 指定管理者の指定についてまでの8件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しております。

これより質疑に入ります。

通告の順に発言を許可いたします。

初めに、7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 議案第105号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑を行いたいと思います。

国保税の問題は、昨年の議会で既に旧3市町が合併したわけですがけれども、今度ここに提案されている条例案は、まず第1番に、65歳以上の国保加入世帯の総人数を教えてください。そのうち特別徴収は何世帯になるのか。

今回の改正の問題点というのは、特別徴収ということで、普通徴収から、65歳以上をすべて月1万5,000円以上の年金から引くということになっているわけですから、その特別徴収は何世帯になるのか。

また、家族の中で、同一世帯の中で65歳未満の人がいた場合、その徴収方法というのは

どうなるのかということをお聞きします。

三つ目に、特別徴収世帯の年金所得の階層、例えば年金が150万円とか200万円、300万円、400万円といろいろあると思うんですが、500万円、700万円以上というふうな世帯数と、その国保税は幾らになるのか、差し引く場合。

四つ目に、特別徴収というのは、滞納対策ということが含まれていたんじゃないかと思うわけですが、今までこれらの世帯の中ではどのくらいの滞納があったのかということをお聞きしておきます。

五つ目に、月1万5,000円以上の年金から今回天引きされるということになるわけですが、月1万5,000円の場合、介護保険税と合わせてその税額というのは幾らになっていくのか、今まで介護保険だけは年金から引かれていたわけですが、また、特別の減額措置というのはあるのか。

この5点についてお聞きいたします。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 7番鈴木（貞）議員の質問にお答えをいたします。

初めの質問でございますが、65歳以上ということになりますと、国保加入世帯につきましては5,686世帯でございます。人員としましては1万3,525人。ただ、今回の議案第105号の65歳以上74歳未満の部分の特別徴収ということでございますと、19年4月1日現在で2,295世帯、7,137名という数字になります。

2番目の質問でございますが、現時点では、社会保険庁などの関係機関からの年金等の資料の提出がまだないために、把握することができないということになります。

次に、国保加入の65歳未満の方が同一世帯にいる場合は、特別徴収は該当せず、普通徴収という形になります。

3番目の質問でございますが、特別徴収世帯の年金所得階層別世帯数の把握ということでございますが、これはシステム上できないということになっております。

国保税の税額につきましては、ひとり世帯として試算した場合、年金収入が150万円の世帯で年額1万3,200円、年金収入200万円の世帯で年額8万3,500円、年金収入300万円の世帯でございますと年額16万7,500円、年金収入400万円の世帯で年額23万6,800円、年金収入500万円の世帯で年額30万7,400円、年金収入700万円以上の世帯で年額45万200円ということになります。

4番目の質問につきましては、11月30日現在、18年度分までの合計の滞納世帯は3,450世帯という数字でございます。

5番目の質問につきましては、年額18万円の年金収入のみのひとり世帯と仮定した場合、国保税は月額1,100円、介護保険料は月額1,800円となりますので、合わせて月額2,900円となります。

また、減額措置でございますが、国保税につきましては、所得により均等割額及び平等

割額について7割、5割、2割の軽減を設けておるといふことでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 今ちょっとよくわからなかったのは、2番目の問題で、家族の中で、ちょっと聞き落としたかどうかわかりませんが、65歳と分かれている場合、世帯主が65歳以上なのか、それとも配偶者かどうか、またその逆もあり得ると思うわけですが、そういう場合の徴収方法、はっきり現在ではわからないというふうに聞こえたんですが、それと、今度75歳以上は後期高齢者で変わっていくわけですが、65歳でも、例えば障害のある人は75歳以上の後期高齢者医療に入っちゃうんですね。そうすると、同じ家庭の中で幾つもの保険ができるわけですが、それはまた別のときにやりますけれども、65歳以上の場合で一方が65歳に満たない人、それも特別徴収で、例えば世帯主が60歳で配偶者が65歳の場合、どういうふうな保険掛けるのか。その逆もあるわけですが、その辺ちょっと疑問に思っているわけですね。

それと、所得、本当はどのくらいの世帯数があるかということ、3番目、年金所得の階層で。例えば150万円以下ぐらいの人は何世帯かということを知りたかったわけですね。それが連動して、この4番ともなるわけですが、やはり滞納の問題というのは、今回は、1万5,000円以上は天引きされてしまえば、なかなか滞納も天引きだからありませんけれども、それ以下の人たち、年金が少ない、ない人たち、そういう場合もありますから、この辺の世帯数をお聞きしたかったということです。

その辺わかれば、ちょっとお聞きしたい。その2点だけ。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） ただいまのご質問ですが、65歳未満ということの表現でございますが、今回の条例改正につきましては、65歳から74歳までの方がいる世帯と、国保の加入世帯が原則でございます。

例えば、ただいま質問にありましたように、配偶者が60歳という場合は普通徴収という形になります。あくまでも国保加入世帯の中で65歳から74歳までの方がいると。また、極端な話で、その子供さんが50歳で国保に加入しているというような場合は、普通徴収になります。また、逆に子供さんが社会保険に入っているという場合は、特徴になるということでございます。

また、3番目の質問でございますが、現在の国保のシステムについては、年齢別、所得の階層別というようなシステムが設定されておりませんので、各階層別ごとのいろいろな抽出というのはできてない、できないというのが現状でございます。

議長（石崎勝三君） 次に、16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） 議案第105号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

一つは、65歳から75歳未満の平均所得は年額幾らになるのか。また、65歳から75歳未満の平均国保税は幾らになっているのか、伺います。

あと、今の65歳以上世帯と、65歳未満の方がいる場合、65歳以上はわかるんですが、均等割がどうなるか。一人が今まで国保で67歳の方がいて、奥さんが62歳とか60歳という形になった場合、均等割はどういうふうに取りられるのか。均等割がどういうふうになるか、お尋ねをします。

それから、条例の中の10条ですけれども、災害その他の特別の事情があることにより、の「特別の事情」はどのようなことを言うのか、具体的事例を示していただきたいと思えます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） 横倉きん議員の質問にお答えいたします。

まず、1番目と2番目の質問でございますが、先ほど申しましたように、年齢別、階層別、そういった部分のシステムがないということでございますので、把握ができないということでございます。

それから、3番目の65歳で妻が60歳という場合については、あくまでも従来どおりの普通徴収ということになりますので、均等割、平等割何ら変わりはないということになります。

それから、4番目の質問でございますが、特別の事情につきましては、例えば年金が担保に供されているとか、過年度分に滞納があって、その滞納額について滞納者が納税意欲がある場合等につきましては、年金額によっては、本人の申請により普通徴収することが考えられます。

この特別な事情につきましては、個々にいろいろな理由が考えられると思えますので、各納税者の方と相談をしていきながら対応していきたいと考えていきます。

議長（石崎勝三君） 16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） 私、2番目の質問で言っているのは、平等割は今まで1世帯で、均等割はそれぞれですけれども、平等割は1世帯幾らで2万1,000円というふうになっているわけですね。それが、片方が65歳だと、どっちが納めるのか、半分ずつ納めるのか、どういうふうになるのかということをお尋ねしたんです。1世帯の場合、片方が特別徴収になる、片方が普通徴収になる場合、奥さんが60歳だったら普通徴収になっているわけですね。そういう場合、その1世帯割はどういうふうな形になるのか、夫が65歳以上で特別徴収になった場合、天引きになる場合、どちらがどういうふうになるのか。折半になるのか、片方が納めたら平等割は特別徴収になるのか、それとも普通徴収になるのか。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

保健衛生部長（仲村 洋君） あくまでも国保加入の世帯の中で65歳から74歳までの世

帯のみが該当した場合は、特別徴収になるということでございまして、その片方がそれに該当しない場合は、両方といたしますが、普通徴収ということになります。ですから、個々に対応するという事じゃなくて、あくまでも国保の加入世帯という形での対応になりますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 次に、4番野口 圓君。

4番（野口 圓君） ただいまの質問の中で重なっちゃいましたので、実質的にはいいと思います。結局、災害、その他特別の事情という文言ですけれども、災害という部分と比較できるような特別な事情だということで、個々の内容によるという先ほどの説明で大体理解しました。結構です。

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第105号から議案第112号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託区分表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

議案第113号 土地改良事業の施行について

議案第114号 市道路線の認定について

議長（石崎勝三君） 日程第5、議案第113号 土地改良事業の施行についてと議案第114号 市道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しております。

これより質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許可いたします。

7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 113号について質疑を行いたいと思います。

これは霞ヶ浦用水に関係している問題ですので、1番目に、旧笠間地域において、当初この計画は20年も30年も前から始まっているわけですけれども、当初計画されていたこの用水を使うという農家が、現実にはほとんどなくなっているというのが旧笠間地区だと思うんですよ。それで、今現在、旧笠間地区としては、どの地域が今利用する予定になっているのか、まずその点をお聞きしたい。

2番目に、この議案の3ページにあるわけですけれども、昔農状況ですね。ここに出てくるわけですね。水田506ヘクタール、畑118ヘクタールとありますけれども、これすべてが霞ヶ浦用水を使うのか。それとも、このうちの農家戸数やその面積が違うのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それと、6ページですか、費用の概算という項目があるわけですけれども、これを見ても、個人の農家、用水を利用した人の負担というのが明確にわからないわけですけれども、

利用した個人の負担というのはどうなっているのか、その3点をお尋ねします。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 7番鈴木（貞）議員さんから、霞ヶ浦用水につきまして3点ほど質問をいただきました。

旧笠間地域の受益地でございますが、本戸地域の水田78.6ヘクタールが受益地となっております。本戸地域も二つに区分されておまして、現在、土地改良事業実施地区55ヘクタールと、既に事業が完了しております田利地区23.6ヘクタールで、下流である田利地区での合意形成はできております。今後、本戸地域全体での合意を図るべく十分協議を進めながら、推進していきたいと考えております。

次に、用水利用の農家数と面積及び地域でございますが、旧笠間地域で78.6ヘクタール、受益農家戸数が131戸、さらに旧友部地域では市原、小原地域の290.4ヘクタールを中心に滝川、友部中央、随分附、北川根、住吉大沢、南友部、仁古田地域の8地域で合計面積で546.3ヘクタール、農家数では1,063戸、笠間市全体で624.9ヘクタール、1,194戸の農家が対象となっております。

また、用水利用者の新たな負担でございますが、従来から説明しております使用料といたしまして10アール当たり水田で3,900円、畑で3,100円の経費がかかることになっておりますが、今般の議案における事業に対しては新たな受益者の負担はございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 7番鈴木貞夫君。

7番（鈴木貞夫君） 2番目の、そうすると、ここに書かれている624ヘクタールというのは、これすべてが用水として適用されている地域だというふうに理解してよろしいですか。それを一言書いておいていただければわかったんですが、全体の農家戸数はこれには載ってないわけですね。あ、次ページに。わかりました。

それと、新たな負担がないということですが、今、田と畑で3,000何がしという負担が出たんですけれども、それはあるということですね。その辺だけ確認しておきます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 受益地につきましては、ここに書かれているところが全地域でございます。そしてまた、新たな負担でございますが、使用料は田んぼで3,900円、畑で3,100円かかるということでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第113号と議案第114号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしております議案付託区分表のとおりそれぞれの所管の常

任委員会へ付託いたします。

- 議案第115号 平成19年度笠間市一般会計補正予算(第4号)
- 議案第116号 平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第117号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 議案第118号 平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第119号 平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第120号 平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第121号 平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第122号 平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第123号 平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第124号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第2号)

議長(石崎勝三君) 日程第6、議案第115号 平成19年度笠間市一般会計補正予算(第4号)から、議案第124号 平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算(第2号)までの10件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しております。

これより質疑に入ります。

通告がありますので、順に発言を許可いたします。

初めに、6番鈴木裕士君。

6番(鈴木裕士君) 議案第115号、一般会計補正予算なんですけれども、予算書のページ12、2の歳入、1款市税、1項市民税、1目個人分として9,990万円の減額となっております。この個人市民税所得割、この金額がほぼ確定する時期というのはいつなのか。それから、二つ目として、予算の補正が今定例会となった理由、これは何なのか。

それから、二つ目に、同じ歳入で、1款市税、2項固定資産税、1目固定資産税7,578万2,000円の増額になっております。これについても、金額がほぼ確定する時期、これはいつなのか。それと、税額が増加した主な要因は何なのか。

特に、この二つ、いわゆる市民税、固定資産税、これについては、私の感覚では、既にことしの1月、2月あたりにほぼ金額確定するんじゃないかと思っているんですけれども、その辺の違いをわかりやすく説明願います。

それと、三つ目として、ページ28、歳出の方です。5款農林水産業費、1項農業費、6目農地費、15節の工事請負費です。排水整備工事費として1,330万円の減額になっております。これについては、この減額になった部分、これについて予定していた場所と工事内容及び減額となった理由、それから、来年度になるかと思えますけれども、これから実施するとすればその実施予定時期はどうなのか、この辺についての回答をお願いします。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 6番鈴木（裕）議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、個人市民税、所得割の税額がほぼ確定するのはいつかということのご質問でございますが、税額の大枠では、19年度の納付書を発送する6月上旬に確定をしております。ですが、6月以降修正申告や税額の更正、それから退職所得の申告納付等がございまして税額の変動がございます。1年間の見通しができた12月の定例会に補正したものでございます。

次に、固定資産税の方でございますが、この確定につきましても4月に納付書を発送してございます。おおむね4月に確定をしてございます。しかし、家屋の滅失等によりまして税額が変更することもあることから、1年間の見通しができた今回12月に補正をするものでございます。

また、税額が増加した主な理由でございますけれども、土地につきましては、現在、評価額に対して課税負担水準が低い土地につきまして、課税標準額を引き上げられる調整措置が講じられてございます。当市におきましては、まだまだ負担水準が低い土地が多くございます。そういった関係で課税標準額が上がり、税額で約4%増加したということでございます。

さらに、家屋につきましては、新築家屋等の増加がございます。これによります税額で約2%の増額となったということで、7,578万2,000円となったものでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 6番鈴木（裕）議員さんから、排水路整備工事費の減額につきましてご質問いただきました。

まず、予定場所と工事内容でございますが、友部地区八反山地内で、工事内容につきましては農業用かんがい排水路の整備で、主に幅が2メートル、高さが1.2メートルの排水フリュームを敷設する工事で、延長350メートルを予定しておりました。

それから、減額の理由と今後の実施予定時期についてですが、当事業は県補助事業であり、事業費の37.5%の補助を受けまして平成18年度より2年計画で進めてきた事業でございます。しかし、県財政状況が厳しく、今年度は不採択となり、来年度実施に向け予算要望をしております。

事業につきましては、県との協議は済んでおりまして、県予算がつけば工事は翌年度の10月から3月にかけて予定をしているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 次に、10番石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） 同じく議案第115号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第4号）について、2カ所お尋ねをいたします。

1カ所は、8ページ、第3表債務負担行為の中の笠間小児童クラブ運営業務委託の具体的な中身についてお教えいただきたいというのが1点です。

それから、二つ目は、40ページの9款、5項、1目、19節クールシュヴェール国際音楽アカデミー実行委員会補助金ですが、これは前年350万円だったと思いますが、これが230万円ふえるということなのかどうか確認と、それからこの増額をするということは、アカデミーの規模を拡大する、あるいは今までになかった新しい企画をするということなのかどうか、その増額の中身についてお尋ねをいたします。

以上です。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君。

福祉部長（保坂悦男君） 10番石松議員の議案の質疑についてお答えを申し上げます。

笠間市の放課後児童クラブにつきましては、現在14クラブがございます。すべて現在市の直営で運営をしております。この内容につきましては、このうちの笠間小児童クラブにつきましては、運営業務につきまして来年の当初から民間に委託いたしまして、より効果的なクラブ運営を行うために、民間事業者による業務運営について本年度中に委託契約をするということで、債務の負担をする行為を設定するものでございます。

ちょっとこれまでの経緯について、ご案内といたしますか、申し上げますと、平成18年6月に、笠間の放課後児童クラブの保護者の方で組織する笠間児童クラブ保護者会から、クラブの運営につきましての要望書が提出されました。中身につきましてもいろいろありまして、そのご意見を踏まえまして、市は要望者の代表者と話し合いを行いまして、基本的にはなかなか要望どおりに運営がまいたらないということで、一つには、市が主催することによりましては、児童の安全性というのが一番確保しなきゃならないということで、なかなか要望書に沿って容易に認めることはできませんという、難しいですということで回答しておりましたところでございます。

このような中で、児童クラブの運営につきましても、公営で運営いたしますと何かと制約を受けますので、自由な発想の運営が難しい面もございまして、このような問題を少しでも解消して、子供たちのことについて前進したいということで、平成20年度から1カ所を民間の方に委託をして運営できるかどうかということで、今後、民間ノウハウを生かした多様な運営に期待したいということで考えているところでございます。

具体的中身についてこれから申し上げますと、一つ目に、委託の内容ですが、クラブの入所とか、保護者の負担金の関係とか、徴収金とか、施設維持管理については、従前どおり子ども福祉課の方で行いますけれども、委託の中身についての運営、児童クラブの運営につきましては業務委託でございます。

二つ目の実施場所につきましては、現在の笠間小児童クラブの場所でございます。契約期間につきましては1年間の業務運営委託で、限度額が917万5,000円でございます。

委託業務内容につきましては、保育に係る経費として人件費とか、事務費とかというこ

とでの事業費でございます。

平成20年4月1日から運営委託をするに当たりまして、事前に契約をする必要がありますので、いわゆる準備契約をことし19年度に委託契約を締結するために、債務の負担を行う設定を行うものでございます。

以上、中身についてお答えをいたします。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

教育次長（加藤法男君） 10番石松議員からの質疑についてお答えをいたします。

補助金の前年比でありますけれども、前年度から比較しまして、平成18年度が茨城県広域文化課から100万円、笠間市より350万円の計450万円が補助金ということになっておりました。19年度につきましては、補助金収入予定額としまして、笠間市から350万円、今回補正計上させていただきました財団法人地域創造から580万円ということで、計930万円を見込んでおるところでございます。したがって、前年比補助金額については408万円の増額ということになります。

なお、県の方の100万円ですけれども、そちらの方は今年度はいただかないという内容になります。事業等につきましては、例年どおりでございます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第115号から議案第124号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしております議案付託区分表のとおりそれぞれ所管の常任委員会へ付託をいたします。

散会の宣告

議長（石崎勝三君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、次の本会議は12月12日に開きますので、時間厳守の上ご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時46分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 萩 原 瑞 子

署 名 議 員 中 澤 猛